第４期（２０１９年度）の事業計画書

（２０１９年１２月１日から２０２０年１１月３０日まで）

特定非営利活動法人セカンドハーベスト京都

１．事業実施の方針

（１）フードバンク事業の規模（取扱量・寄贈品提供元）拡大に努める。

（２）フードバンクこども支援プロジェクトを京都市、八幡市、宇治市で実施する。

※フードバンクこども支援プロジェクトとは長期休暇中の希望される就学援助世帯などに宅配便などで直接食品を届けるもの。

（３）食のセーフティーネット事業を継続し実施する。

※食のセーフティーネット事業とは生活困窮者の状況に応じて行政や社会福祉協議会経由で食品支援を行うもの。

（４）食品ロス削減のための出前授業を実施する。（京都市内の小中学校対象）

２．事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事 業 名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1)フードバンク事業	・食品関連企業などや団体、市民から食品を寄贈して頂き、その食品を福祉施設や福祉団体、生活困窮者支援団体等へ提供する	(A)デリバリー週2回～3回 フードドライブ年 (B)京都府内・滋賀県内・大阪府内 (C)30名	(D)食品関連企業・福祉施設及び団体・生活困窮者支援団体・「子ども食堂」・行政・社会福祉協議会等 (E)延べ1万８千名	1288
(2)フードバンクこども支援プロジェクト	・就学援助受給世帯の内、希望される世帯に夏休み2回、冬休み1回（実施済み）宅配便で直接食品を届ける。	(A)2-3　2019年12月20日 3-1　2020年7月18日 3-2　2020年8月8日 3-3　2020年12月19日 ※2-3は実施済み、3-3は次年度分ですが、計画は今年度とします。 (B)宇治市槇島大倉産業物流倉庫内 (C)40名	(D)京都市、八幡市、宇治市の15学区の就学援助受給世帯 (E)こども500名以上（大人含め1000名以上）	8500
(3)食のセーフティーネット事業	・行政の福祉窓口や社会福祉協議会、訪問介護事業所などからの要請に応じて支援食品を送付する	(A)支援要請により随時 週１回～５回 (B)京都府内 (C)3名	(D)京都府内の生活困窮世帯 (E)160名	800
事 業 名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)

(4)食品ロス削減のための出前授業	・要請のあった京都市内の小中学校で食品ロス削減のための出前授業を実施する	(A)要請により実施 年間12回程度 (B)京都市内小中学校 (C)3名	(D)京都市内の小中学校生 (E)420名	100
(5)災害備蓄食引取販売事業	実施しない	---------	--------	0